

令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長事務局）

監査テーマ: 補助金に関する事務の執行について

令和3年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
1		28	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	交付要領に反した補助金交付について	南郷ジャズフェスティバルの単年度収支決算において損失が発生した場合に、市は過去の損失発生累計額の範囲内で補助金を増額交付しており、交付要領適合性の観点から問題がある。損失補填は補助対象経費には含まれておらず、交付要領に反する補助金交付であることから、市は損失補填の可否やその方法について早急に整理する必要がある。	<損失補填に対する市の責任のあり方について> ※見直しに向け、現在検討中。  <過年度の補助金交付分の対応について> 過年度の不適切な補助金交付分の取扱いについては、前年度損失の処理方法の決定に市も関与していたという経緯や、市の規則上、補助事業者には明らかな違反がない状況では交付決定の取消しはできないこと、補助事業者は現金等の保有資産がなく、返還能力のない団体であることを考慮し、実行委員会へは返還請求しないこととする。	検討中 (一部 措置済)
	1	30	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	実行委員会の申告義務について	実行委員会は収益事業の実施主体として法人税及び消費税の申告義務が発生することも考えられ、今後関係各者と協議を行い、申告義務の有無を確認する必要がある。	令和3年3月30日付け八南第48号により、市から実行委員会に対し、令和2年度包括外部監査での指摘事項を通知した。 次回開催時から、実行委員会では、収益事業、課税対象の解釈等について税務署に確認することとした。	措置済
	3	33	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	継続的な南郷ジャズ実施のために②(入場料の設定について)	補助金に頼らない事業運営(赤字幅の縮小、黒字化)が求められており、そのためには入場料を値上げすることが一つの方策であり、値上げを検討しても良いのではないかと。	令和3年3月30日付け八南第48号により、市から実行委員会に対し、令和2年度包括外部監査での指摘事項を通知した。 実行委員会では、令和2年度の開催から入場料の値上げを決定していたが、令和3年4月15日に開催された会議において、次回開催時における入場料の値上げを再確認した。(令和2、3年度は開催中止)	措置済
	4	33	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	継続的な南郷ジャズ実施のために③(寄付募集について)	自己収入を確保するため個人からの寄付を募ることを検討すべきである。ホームページにて寄付窓口を設けること、前夜祭や本祭において直接的に寄付を呼びかけるといった積極的な働きかけを求めたい。	令和3年3月30日付け八南第48号により、市から実行委員会に対し、令和2年度包括外部監査での指摘事項を通知した。 実行委員会では、令和3年4月15日に開催された会議において、今後は、従来の広告協賛金をイベント全体に対する事業協賛金という形として自己財源を確保する方法と、個人からの寄付を受け付ける仕組みを検討することを確認した。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	5	33	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	継続的な南郷ジャズ実施のために④(若年層の取り込みについて)	来場者の大半を50代、60代が占め、10代～30代の若年層の割合は計10%程度と極めて少ないことから、現状のままでは将来的な先細り傾向は明らかであり、多数の若年層を呼び込む必要がある。若年層に一度足を運んでもらうきっかけとして、一般的に知名度の高いロックやポップス寄りのアーティストを呼ぶのも検討しても良いと考える。	令和3年3月30日付け八南第48号により、市から実行委員会に対し、令和2年度包括外部監査での指摘事項を通知した。 実行委員会では、若年層の取り込みについて、これまでも内部で検討し、取り組んできたものではあるが、令和3年4月15日に開催された会議において、改めて若年層に対して知名度の高い魅力あるアーティストの選定、野外フェスティバルの醍醐味を広くアピールするなど、集客につながる見直しを図ることを再確認した。	措置済
	6	34	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	継続的な南郷ジャズ実施のために⑤(出演料の削減)	出演者料に多くのコストが発生している状況である。今後も収入増加が見込めないならば、出演料を抑える方向性も検討する必要がある。	令和3年3月30日付け八南第48号により、市から実行委員会に対し、令和2年度包括外部監査での指摘事項を通知した。 実行委員会では、出演料を含む出演者企画業務委託料の削減について、これまでも内部で検討し、取り組んできたものではあるが、令和3年4月15日に開催された会議において、改めて出演料を抑える工夫を検討することを再確認した。	措置済
	7	36	南郷事務所	南郷産業文化まつり事業補助金	請求書の名義について	補助対象経費の請求書宛名が「南郷産業文化まつり実行委員会」であるべきところ「南郷区役所」となっているものがあつた。適切な会計処理を行うよう、市は適切な指導を行う必要がある。	令和3年3月31日付け八南第53号により、市から実行委員会に対し、令和2年度包括外部監査での指摘事項を通知し、併せて適正な事務処理の徹底を求めた。	措置済
2		38	まちづくり推進課	優良建築物等整備事業補助金	補助事業における消費税相当額の取扱について	「補助金の交付決定前の段階で当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになる場合」であったにも関わらず、交付決定が消費税仕入控除税額を除いた額で行われていないものがあつた。令和2年度には整備が完了したため、消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還するための手続を実施すべきである。 今後、同様の事業が実施される場合には、消費税法の定める課税事業者に該当するか、否かの判断は慎重に行うべきである。	令和2年度に、消費税仕入控除税額を返還する手続を実施した。 また、今後、同様の事業を行う際は、交付先が、交付決定前に課税事業者明らかに該当するかどうかを、事業協議や交付申請の段階で関係書類を求めることとする。	措置済
	8	39	まちづくり推進課	優良建築物等整備事業補助金	事業遂行状況報告書の提出要件について	交付要領においては事業遂行状況報告書を提出する必要がある旨定められているが、番町・堀端町地区事業では提出されていなかった。当該事業の場合、事業進捗会議を実施しており、事業の遂行状況を把握することができていたため、事業遂行状況報告書の提出までは必要ではないと判断できる。 今後、同様の事業が発生する可能性は低いかもしれないが、交付要領では事業遂行状況報告書の提出を求めているため、状況によって例外を認められる旨の文言を入れることを検討することが望ましい。	今後、優良建築物等整備事業を行う際は、要領において例外規定を設けることとする。	措置済
	9	40	まちづくり推進課	優良建築物等整備事業補助金	補助金精算調書の記載内容説明について	実績報告に関する書類を確認したところ、補助金精算調書の記載誤りが散見された。 どのような内容の金額を記載すべきか、記載要領や記載例、脚注で説明する等、民間事業者が記載内容を悩まないようにすべきである。	令和3年度から、記入例を作成し、補助事業者へ示すこととした。	措置済

指摘区分 結果 意見		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	10	41	まちづくり推進課	優良建築物等整備事業補助金	優良建築物等整備事業補助金概算払申請書兼請求書の記載内容説明について	優良建築物等整備事業補助金概算払申請書兼請求書を確認したところ、「補助対象額」と「補助金(変更)交付決定額」を同額で記載されており、民間事業者がどのような内容の金額を記載すべきか分からず誤って同額を記載したものと推測される。 どのような内容の金額を記載すべきか、記載要領や記載例、脚注で説明する等、民間事業者が記載内容を悩まないようにすべきである。	令和3年度から、記入例を作成し、補助事業者へ示すこととした。	措置済
3		45	まちづくり推進課	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	現況届の提出期限の遵守について	令和元年度に提出された中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届を確認したところ、提出期限を超過して提出されたものが1件発見された。市の担当者が事業者に対して、督促をしていたものの、事業者の提出が遅くなり、提出期限を超過していたとのことであった。交付要領で提出期限を定めているため、事業者に提出期限を遵守してもらうべきである。	令和3年度から、現況届の提出時期に事前に電話連絡することで、期限内の提出を促すこととした。	措置済
	11	45	まちづくり推進課	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	現況届に関する添付書類漏れについて	現況届について、市の様式では、脚注に「(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること)」とあるが、令和元年度の現況届を確認したところ、雇用保険対象者がいるにも関わらず、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しが添付されていない現況届が1件発見された。 雇用保険対象者がいる場合には、漏れなく提出してもらうことが望ましい。	交付要領の要件の1つに従事する労働者の人数を延床面積ごとに定めており、その要件を満たしているか確認するために現況届において従業員の雇用状況を確認するためのものであったが、業種や営業形態によって営業に必要な人員が様々であることを踏まえ、令和3年度から同要件は削除した。	措置済
	12	46	まちづくり推進課	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消補助金審査委員会欠席委員の対応について	八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会において、専門知識を有している委員が委員会を欠席すると、その分野についての意見が委員会で反映されないおそれがあるため、同様の専門知識を有している者を代理として出席してもらうことを検討することが望ましい。代理出席が困難な場合は、欠席予定の委員に事前に資料を審査し、専門知識に基づいた意見を述べてもらい、委員会の審査資料とすることも検討することが望ましい。	可能な限り全委員が出席できるよう、審査委員会の日程調整を余裕をもって行うとともに、欠席委員が生じる場合は、事前に配布する資料に基づき、意見を聴取する機会を設けることとした。	措置済
	13	47	まちづくり推進課	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	1月から3月に新規出店を検討する者に対する対応について	本補助金の公平性を確保し、空き店舗・空き床解消に資するため、1月～3月に新規出店を検討し、本補助金の交付申請を希望する者や年度をまたぐ改装工事を行う新規出店者に対しても申請可能とする仕組みづくりを検討することが望ましい。例えば、新規出店後の申請も認め、既に新規出店している場合には、予算と直近実績との比較も加味した上で審査を実施するなどの方法を採用することも考えられる。	当市においては、魅力的で継続性のある店舗づくりに向け、補助金審査委員会からの意見を申請(工事)内容に反映・改善してもらう場合があるため、工事着工・オープン前の審査が必要であり、出店後の申請及び交付決定は馴染まないが、令和3年度から、申請期限を1月末までとするともに、年度当初の交付決定前着手届出書の運用を行うことで、申請機会を拡充した。	措置済
4		50	収納課	八戸市納税貯蓄組合事務費補助金	補助対象外経費の取り扱いについて	温泉付き施設の会場を使用した会議・研修について、納税に関する会議・研修であり補助対象経費であることが分かる書類等を添付する必要がある旨を各納税貯蓄組合に周知する必要がある。	令和3年度の補助金申請の説明文に、温泉付き施設の会場を使用した会議・研修について、納税に関する会議・研修であることが分かる書類等を添付するよう記載した。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	14	51	収納課	八戸市納税貯蓄組合事務費補助金	納税貯蓄組合事務費補助金の今後のあり方について	社会経済情勢の変化を踏まえた上で補助金の位置付けの見直し等、今後のあり方について幅広い選択肢を検討していく必要がある。	納税貯蓄組合は、市税の納期内納付や納税意識の高揚を推進する公共的な目的を持つ、地域や町内会に根ざした納税協力団体である。 納税貯蓄組合の啓蒙活動等により納期内納付が促進され、自主的な市税の納付が図られている地域も多数あることから、組合の存在意義や組合運営における補助金の必要性について再確認し、現状維持とする。今後は、組合の担い手や活動の状況を踏まえ、他都市の取組も研究しながら、必要に応じて検討していくこととする。	現状維持
	5	54	商工課	中小企業振興補助金	交付条件確認資料の入手について	助成金の交付条件として、中小企業者においては、資本金額又は出資の総額のうち大企業及びその役員からの出資割合が1/2を超えないこと、また、中小企業団体においては、構成員の3/4以上が市内に主たる事業所を有することが規定されており、それらを証する書類も入手する必要がある。	令和2年12月以降の申請において、出資割合(大企業からの割合が1/2を超えないこと)については各役員の出資金額がわかる書類等により、構成員(3/4以上が市内に主たる事業所を有すること)については各組員員の主たる事業所住所がわかる書類等により確認を行っている。	措置済
	6	54	商工課	中小企業振興補助金	書類の徴求漏れについて	助成金交付申請書の添付書類である、「事業実施の承認を証する議事録又は同意書」については、「報告事項」が記載された議事録ではなく、事業の実施を「機関決定」されたことを証する書類を添付する必要がある。	令和2年12月以降の申請において、事業の実施を「機関決定」されたことを証する書類を添付させている。	措置済
	7	55	商工課	中小企業振興補助金	事業計画書の正確な記載について	高度化に対する助成については、事前診断の段階で具体化されている事業内容についてはもれなく事業計画に盛り込む必要がある。	令和2年12月以降の申請において、事前診断結果に係る書類と事業計画との突合を徹底し、齟齬が無いよう書類審査を行っている。	措置済
	15	56	商工課	中小企業振興補助金	助成事業による取得した財産の処分の制限について	助成金交付申請書添付の事業計画書に将来的な売却、土地の目的外使用を想定した記述があり、事業計画時から売却等を想定していることについては危惧を覚えるため、財産処分の制限について、事業者には十分周知する必要がある。	令和2年12月以降の申請において、申請者に対し、市の財産処分の制限に係る規定について十分説明を行っている。	措置済
	16	57	商工課	中小企業振興補助金	助成事業者から徴求する書類について	助成事業者が支払った委託工事費に関しては、複数から見積もりを徴したことがわかる書類を、取得した土地については、売買契約書及び工事代金支払いの領収書を添付する必要がある。	令和2年12月以降の申請において、複数から見積もりを徴したことがわかる書類や、売買契約書及び工事代金支払いの領収書を遺漏なく添付させている。	措置済
	18	62	商工課	八戸市八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について	市は、協議会において荷主から協議会補助金の返還があった場合には、速やかに市に報告することを求めること、相応の額の返還を行うこと等について市交付要綱等の文書に定め、協議会と認識を共有する必要がある。	令和3年度から、市交付要綱にも消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る規定を明記した。	措置済
	9	65	商工課	青森県中小企業団体中央会事業補助金	複数の自治体からの補助金の把握について	県及び八戸市を含めた県内10市の補助金総額が、八戸市が定める補助対象事業の総額を上回っており、他自治体の対象事業によっては、八戸市の補助金が用途外の事業に使用されている可能性がある。他自治体の対象事業を確認し、事業費総額を上回る場合には調整を行う必要がある。	令和3年度に、八戸市の補助金が補助対象事業に適正に使用されていることを中央会へ確認した。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
10		67	商工課	青森県中小企業 団体中央会事業 補助金	申請時における補助対象 事業の明確化について	市の補助金交付要領、中央会の申請書類及び中央会 の決算書類において、補助対象とされる業種が一致して いないため、これを明確化する必要がある。	令和3年度から、交付要領で定められた事業について のみ申請するように指導することとした。	措置済
	20	70	産業労政課	立地奨励金補助 金	補助金の効果測定指標 の追加について	補助金単独での効果測定を目的とした効果測定指標 の追加を検討することが望ましい。	本補助金は、工場等に係る用地の取得価格の一部を 補助するものであるが、補助金額の大小と密接に関連す る個別の指標を設定することが困難であると考え。一方 で、当該補助金を含む八戸市企業立地促進条例に基づ く4種の補助金は、設備投資や雇用を行った実績に基づ き交付する奨励金的性格を持つ補助金であり、交付にあ たっては、当該実績を確認していることから、同一の補助 対象事業者につき交付した補助金の総額と設備投資等 の実績を捉え、効果測定を行うこととする。	措置済
	21	73	産業労政課	操業奨励金補助 金	申請書添付資料(固定資 産税の納税証明書)の規 定について	市税の納税状況を確認することについての同意書を提 出させることにより、固定資産税の納税証明書の添付を 省略させているのであれば、施行規則等の規定を見直す べきではないか。	令和2年度に八戸市企業立地促進条例施行規則の一部 改正を行い、添付書類に係る規定から固定資産税の 納税証明書の削除を行った。	措置済
11		76	産業労政課	シルバー人材セン ター補助金	実績報告書の收受印がな いことについて	補助対象者から提出を受けた実績報告書に收受印を 押ししていない。実績報告書が提出期限までに提出され ていることを明らかにするために、收受印は必ず押印する べきである。	令和2年度から、実績報告書を收受した際の收受印を 徹底することとした。	措置済
	22	76	産業労政課	シルバー人材セン ター補助金	概算払いの理由明確化 について	補助金交付要領の規定では、補助金の交付は実績報 告書の審査を経て確定した後、補助対象者からの請求に 基づき一括交付することが原則とされているが、現状では 概算払いとなっている。概算払いをする理由を決裁書に おいて明示すべきである。	令和3年度から、補助金の交付方法を請求に基づき一 括概算交付することとし、その旨交付要領に明記した。	措置済
	23	77	産業労政課	シルバー人材セン ター補助金	実績報告書添付資料の 明確化について	実績報告書に添付されている資料について、補助金交 付要領に定められているものと、実際に提出されている 資料の整合性が取れない。	令和3年度に、提出資料の名称を交付要領に定められ ている名称に合わせるよう指示した。	措置済
	25	78	産業労政課	シルバー人材セン ター補助金	交付要領における消費税 等の定めについて	補助金交付要領で補助対象経費に消費税等が含まれ ていない旨を明記することが望ましい。	令和3年度から、交付要領において、補助対象経費に 消費税及び地方消費税相当額が含まれない旨を明記し た。	措置済
	26	80	産業労政課	八戸市テレマーケ ティング等関連産 業立地促進費補 助金	交付申請書及び実績報 告書の添付書類について	交付要領において交付申請書及び実績報告書の添付 書類として提出が定められている雇用関係確認書類につ いて、事業者が「事業所別被保険者台帳」を提出するこ とができない以上、交付要領の記載を見直す必要がある。	令和3年度から、雇用関係の有無やその期間を確認す る書類として、事業者が提出可能な雇用保険被保険者 資格取得等確認通知や勤務簿の写し等にて確認を行う こととした。	措置済
12		82	産業労政課	成長産業立地等 支援事業補助金	補助金交付要領の文言 誤りについて	補助金交付要領上、実績報告の際に求める書類を「事 業実績書」とすべきところ、「実績報告書」としているため、 修正の必要がある。	令和2年度交付要領(八戸圏域イノベティブ産業集 積促進事業補助金に改称)において修正した。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	27	82	産業労政課	成長産業立地等 支援事業補助金	事業完了日の定義明確 化と実績報告書提出期限 の定めについて	実績報告は事業完了日から30日以内に書類を提出す るよう規定されているが、事業完了日の定義づけがなさ れておらず、実績報告書の提出期限が曖昧となっている。 。	令和3年度から、交付要領に事業完了日の定義を明記 した。	措置済
	28	84	産業労政課	成長産業立地等 支援事業補助金	事業着手(完了)届の提 出について	補助事業の着手時、完了時に事業着手(完了)届を提 出するよう規定されているが、着手時と完了時のどちらか 1回提出すれば足りるのか、いずれも提出する必要がある か曖昧となっている。	事業の進捗状況は当該書類のよらずとも把握すること が可能であるため、令和2年度交付要領から同条項は削 除している。	措置済
	29	84	産業労政課	成長産業立地等 支援事業補助金	交付要領における消費税 等の定めについて	交付要領に補助対象経費に消費税等が含まれるかどう か明記されていない。	令和3年度から、交付要領において、補助対象経費に 消費税及び地方消費税相当額が含まれない旨を明記し た。	措置済
	30	88	観光課	DMO推進補助金	当初予算内での事業変 更時の観光課との議事要 旨等の作成について	本補助金は、交付決定額の範囲内において小事業間 で予算を融通することができ、小事業間での予算の大幅 な変更については両方で協議しているとのことであるが、 協議した際の議事要旨等が残っていない。翌年度以降 の予算要望に反映しやすくするためにも、小事業間の予算 の大幅な修正の際には、両者の協議内容を議事要旨等 に残すことが望ましい。	令和2年度から、小事業間で予算の大幅な変更を行う 際には、定期的に開催している打ち合わせにおいて協議 し、協議内容については議事要旨等を作成したうえで両 方で共有することとした。	措置済
	31	89	観光課	DMO推進補助金	VISITはちのへの勘定科 目の適切な使用について	実績報告の添付書類において「交際費」の科目を使用 しているものが散見されるが、実際は「取材対応費」等 であった。「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基 準」では、「交際費」は原則として補助対象経費にしない としていることから、「交際費」の科目を使用せず、実際 の内容に沿った支出科目で報告させるように指導すべき である。	令和2年度に、原則として「交際費」は補助対象外 であるため、実績報告の際に支出科目として使用しない こと、また、実際の内容に沿った支出科目で報告するよう 指導した。	措置済
	32	90	観光課	DMO推進補助金	補助金事業経費内訳書 に関する科目明細作成依 頼について	実績報告の証憑書類としては、領収書等の写しが添付 されているのみで支出科目の明細がない。報告誤りを なくすとともに、市担当者の確認も容易となるため、各科目 の明細を作成するように指導すべきである。	実績報告の際には領収書等の写しの提出に加え、科 目明細を作成するよう指導し、令和2年度補助金の実績 報告分から、科目明細が提出されている。	措置済
	33	90	観光課	DMO推進補助金	年中行催事支援関連事 業の補助金額について	「年中行催事支援関連事業」において、2名の人件費が 補助金決算額として計上されているが、「旧八戸観光コ ンベンション協会補助金分」で負担すべきものである。今 後は交付要領を制定する段階で補助金の内容を精査し、 交付要領に適切に反映すべきである。	「年中行催事支援関連事業」は三社大祭及びえんぶり 開催に係る事務局人件費であるため、令和2年度から、 事業費を「八戸三社大祭運営委員会補助金」及び「八戸 地方えんぶり保存振興会補助金」に振り分け、当該事業 は廃止とした。	措置済
	34	90	観光課	DMO推進補助金	広域観光推進負担金(旧 広域観光推進協議会負 担分)の補助金額につ いて	交付要領上、「広域観光推進負担金(旧広域観光推進 協議会負担分)」は、八戸市からVISITはちのへに交付さ れ、旧広域観光推進協議会に交付されるものであるが、 同協議会の業務をVISITはちのへが承継しているため、 交付要領別表の関連団体及び行事支援事業中に設定 するのではなく、誘客推進事業中に広域観光推進事業と して設定し、VISITはちのへが実施する旧広域観光推進 協議会の業務に充当されるべきである。	令和2年度から、「広域観光推進負担金(旧広域観光 推進協議会負担分)」については、関連団体及び行事支 援事業ではなく、誘客推進事業中に広域観光推進事業 を設け、旧広域観光推進協議会の業務に充当している。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	35	91	観光課	DMO推進補助金	南郷物産協会、南郷観光協会、鮫観光協会、種差観光協会との将来の在り方検討について	各協会において高齢化が進んでおり、担い手等の問題もあることから、将来を見据えた長期での役割分担や事業集約等、それぞれの団体の在り方について徐々に検討を進めることが望ましい。	協会の今後の在り方については、各協会における運営状況や団体としての方針を踏まえながら、今後の社会情勢等の変化により、その必要性があると判断される場合には、市としても各団体とともに協議・検討を行ってまいりたい。	措置済
	36	91	観光課	DMO推進補助金	今後の補助率見直しの検討について	現在は補助率を100%としているが、「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」では、補助率は原則1/2以内としていることから、自主財源が増加し、経営が安定してきた場合には、補助率の見直しを検討する必要がある。	VISITはちのへでは新たな収益事業に取り組んでおり、今後、自主財源の増加が見込まれることから、経営の安定化が図られた際には、補助率の見直しを検討する。ただし、市から移管した業務のなかには、事業の性質上、公益性や採算性の観点から、全額補助金で実施せざるを得ないものもあることから、補助率を一律に見直すのではなく、事業区分に応じて補助率の見直しを検討する。	措置済
	37	94	農林畜産課	八戸市除間伐等実施事業補助金	事業実績書と事業内訳書の表記について	事業実績書と事業内訳書とで施行方法の表記に不整合が生じないよう、必要に応じ、三八地方森林組合に対して指導を行うことが望ましい。	令和2年度から、三八地方森林組合の事業実績書と事業内訳書施行方法の作業区分表記について整合を図った。	措置済
	38	95	農林畜産課	八戸市除間伐等実施事業補助金	実績報告書の添付書類について	受益者の負担軽減が明確に把握できるような手続きを取る必要がある。	令和2年度事業提出書類中に受益者負担金の欄を設けることで、受益者の負担軽減内容の把握を図った。	措置済
14		101	福祉政策課	社会福祉協議会事業補助金	交付目的の明文化について	市が補助金を交付する場合には、「公益上の必要性」がなくてはならず、これを第三者から見ても明確になるよう、補助金交付要領に交付目的を明記すべきである。	令和3年度から、補助金交付要領に交付目的を明記した。	措置済
15		101	福祉政策課	社会福祉協議会事業補助金	補助対象経費について	補助金の名称は「事業補助金」となっているが、実態は運営費補助になっているため、補助金の名称を変更し、「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」の適用についても運営費補助として取り扱うべきである。	令和3年度から、補助金の名称を変更し、かつ、「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」における運営費補助として取り扱うものとした。	措置済
16		102	福祉政策課	地域集会所整備費補助金	交付目的の明文化について	本補助金の交付要領において、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていない。補助の目的が第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。	令和3年度から、補助金交付要領に目的を明記した。	措置済
39		103	福祉政策課	地域集会所整備費補助金	設計図書の徴取について	補助金交付申請の添付書類のうち、補助金交付要領に定める設計図書が提出されていないものが2件あった。工事請負業者が設計図書を作成しておらず、見積書で代替したとのことであるが、どのような場合に設計図書の徴取を省略できるかについて要領に定めがないため、省略できる場合について要領に定めるか、又は、個々の案件につき個別に判断し、省略を認める旨を起案書に明記すべきである。	令和3年度において、補助金交付申請受理時に、設計図書が作成されていない場合は、徴取の省略を認める旨を起案書に明記した。	措置済
17		105	福祉政策課	八戸市民生委員児童委員協議会補助金	交付目的の明文化について	市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならず、補助の目的を第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。	令和3年度から、補助金交付要領に交付目的を明記した。	措置済

指摘結果	区分	意見	報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
18			106	福祉政策課	八戸市民生委員 児童委員協議会 補助金	補助金額の算定の基準 日について	交付要領の別表に定められている補助金額算出式を元に計算することとしているが、年度中に民生委員の定数が改定になる場合、どの時点の定数を用いて計算するかが交付要領上明確になっていない。基準日をいつにするか、考え方を整理した上で交付要領に明記しておく必要がある。	令和3年度から、補助金交付要領別表に算定基準日を明記した。	措置済
19			108	福祉政策課	八戸市民生委員 児童委員協議会 運営費補助金	交付目的の明文化につ いて	市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならず、補助の目的を第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。	令和3年度から、補助金交付要領に交付目的を明記した。	措置済
20			111	こども未来課	保育環境改善等 事業補助金	実績報告書に添付される 書類の深度ある検証につ いて	補助対象経費であることを確認するために留意すべきポイントに注意を払い、実績報告時の提出資料に不備がないようにすること。	令和2年度から、領収書等が添付されているか、領収書等の内容に不備がないかについて複数人で確認を行うこととした。	措置済
22			117	高齢福祉課	軽費老人ホーム事 務費補助金	実績報告時の地域貢献 報告の網羅的な入手につ いて	交付要領に基づき実績報告時に提出すべき「地域貢献に関する報告書」については、社会福祉法にて責務化されている「地域における公益的な取組」を行っているか否かを毎年度確認することによって補助金確定の参考資料とするため、適切に徴取する必要がある。	令和2年度実績報告から、補助対象法人からの「地域貢献に関する報告書」の提出を必須としている。	措置済
41			119	高齢福祉課	地区敬老会補助金	補助対象年齢の引き上げ の検討について	平成8年度より対象年齢を75歳以上と設定しているが、対象年齢を引き上げている他市事例や青森県における平均寿命の延伸等を鑑みた場合、財政負担軽減を図るため、敬老会補助金の対象年齢を引き上げることが必要であろう。	地区敬老会を主催する民生委員児童委員協議会の代表者等を交えた検討会において、対象年齢を段階的に77歳以上まで引き上げることで意見集約したところであり、令和3年度から対象年齢の引き上げを行っている。	措置済
42			119	高齢福祉課	地区敬老会補助 金	記念品支出の削減検討 について	敬老会の本来の趣旨からすれば、必ずしも記念品の贈呈は必須ではないものと考えられる。今後の超高齢化社会を見据えたときに、一過性とも考えられる「個人」を対象にした記念品贈呈に相応の予算を利用するよりも、市全体の高齢者施策の充実を図ることが必要ではないだろうか。	地区敬老会を主催する民生委員児童委員協議会の代表者等を交えた検討会において、記念品贈呈の有無は各地区の判断に委ねるものの、補助単価は1,100円から900円に引き下げることで意見集約したところであり、令和2年度に補助単価の引き下げを行った。	措置済
23			121	高齢福祉課	老人クラブ補助金	交付要領の「補助金の 額」の定めについて	交付要領における補助金の額を「3,880円(または区分に応じ1,300円)に活動月数を乗じた額を基準額とし、基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額」等のように、実際の運用を交付要領で明確に定める必要がある。	令和3年度交付要領において、補助金の額を「基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額」として規定した。	措置済
24			121	高齢福祉課	老人クラブ補助金	収支決算書の記載例に ついて	年度末に提出される収支決算書の「支出済額」欄には実支出額が記載されて然るべきであるが、市が作成している収支決算書記載例では「支出済額」欄に『補助金額以上の額』と記載されており、適正ではないため、このような記載例は即刻中止し、『実支出額』を記載するよう指導、周知徹底する必要がある。	令和2年度から、収支決算書の「支出済額」欄には実支出額を記載するよう、記載例を改めた。また、実績報告書に係るヒアリングにおいて、実支出額が記載されているか、確認作業を徹底した。	措置済



指摘結果	区分意見	報告書ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
	43	122	高齢福祉課	老人クラブ補助金	補助対象外経費の可能性のある飲食費の支出について	事前に補助対象者に補助対象経費の範囲を周知徹底することや、市の事後検証の徹底を求めたい。	令和2年度から、実績報告書に係るヒアリングにおいて、補助事業に含まれる飲食費について適正な支出内容であるか、確認作業を徹底することとした。 また、事前確認として、補助金交付申請時の収支予定書においても、内容確認やヒアリングを徹底した。	措置済
	44	123	高齢福祉課	老人クラブ補助金	補助対象経費の具体的判断基準の策定について	支出が補助対象経費か否かを判断するため、効率性、有効性、透明性向上の観点から、マニュアルを制定・運用するとともに、補助対象者に配布、周知徹底すべきである。	令和3年度に「八戸市老人クラブ補助金利用の手引き」を作成し、各老人クラブに配付した。今後も内容を精査し、必要な情報等を盛り込み、補助金申請等の円滑化を図るものとする。	措置済
	45	124	高齢福祉課	老人クラブ補助金	市の事後確認の強化について	収支決算書の決算額欄に実支出額ではなく「補助金額以上の額」を記入してしまっていることも考えられるため、収支明細を求め集計額と決算書金額が一致することの確認等を行う必要がある。老人クラブ連合会に老人クラブ補助金の申請補助を行ってもらう委託契約の締結等も対応策としては考えられる。	令和2年度から、実績報告書の提出に係るヒアリングにおいて、実支出額が記載されているか、確認作業を徹底し、補助金の精算を行った。 また、令和3年度から、老人クラブ補助金の受付等の業務を八戸市老人クラブ連合会に委託することとし、契約を締結した。	措置済
	25	126	高齢福祉課	老人クラブ連合会補助金	交付要領の「補助金の額」の定めについて	交付要領にて「基準額と実支出額のいずれか少ない額を補助する」旨を明確に定める必要がある。	令和3年度交付要領において、補助金の額を「基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額」として規定した。	措置済
	26	128	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	1日あたりの実利用人数に関する事業計画書について	交付要領及び実施要領において、1日当たりの実利用人員が概ね20名以上であることを要件として掲げられているため、補助金交付申請時の事業計画書で1日当たりの実利用人員が概ね20名以上を目標とした事業計画を作成するように補助事業者へ指導すべきである。	事業者に対し、補助金交付申請時の事業計画書において1日当たりの実利用人員が概ね20名以上を目標とした事業計画を作成するよう依頼した。	措置済
	27	129	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	職員配置基準に関する実施要領、交付要領改正について	現状の実施要領及び交付要領では、複数人の非常勤職員の勤務時間を全て足し、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する常勤換算することができる旨の規定がないため、実施要領及び交付要領を改正することを検討すべきである。	実施要領及び令和3年度補助金交付要領において、常勤換算方法を可能とする旨の規定を追加した。	措置済
	28	131	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	職員の変更に関する報告の徹底について	交付要綱において、職員について変更があった場合にはその旨を報告すること、とあるが、実績報告において確認できた内容のうち、一部都度の報告がなされていないものがあった。職員について変更があった場合には、その都度報告することを徹底するよう求めるべきである。	令和3年度補助金交付要領において届出様式を追加するとともに、事業者に対し、職員に変更があった場合は当該様式による報告を徹底するよう依頼した。	措置済
	29	131	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	適切な利用申請の徹底について	1つの事業者の補助金交付申請書の添付資料である4月1日現在の利用者名簿に、6月13日に利用申請書を提出した者が載っていた。適切な利用申請を行うよう、事務処理を徹底すべきである。	事業者に対し、利用申請は事前に行う必要があることを改めて周知し、適切な事務処理の徹底を依頼した。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	46	131	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	職員の専任・兼任の報告について	実施要領において「基礎的事業における職員配置は2人以上とし、うち1人は専従とする。」と定めているが、1つの事業者の交付申請時の添付書類である職員名簿(体制)には職員の専任・兼任の記載がなかった。交付対象の可否を確認する上で、交付申請時の職員名簿についても、専任・兼任の記載を求めるべきである。	事業者に対し、交付申請時に職員の専任・兼任の記載を徹底するよう依頼した。	措置済
	47	132	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	精神保健福祉士等の定義について	交付要領において「専門職員(精神保健福祉士等)が常勤で1名以上置かれていること。」と定めているが、精神保健福祉士以外の資格について具体的な定義がなされていないため、あらかじめ具体的な資格について定義するよう交付要領を改正することを検討することが望ましい。	専門職員等について、国の規定等では具体的な資格を定めていないため、本市においては、事業者からの相談があった場合にはその都度判断していたが、令和3年度交付要領において、その他の資格として、社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員を追記した。	措置済
	48	132	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	利用者の変更があった場合の報告に関する交付要領改正について	交付要領において、利用者に変更があった場合は、その旨を報告すること、とあるが、利用実績がほとんどなく、引越しなどにより連絡が取れなくなった場合には、事業者として全てを把握することが困難な場合もある。利用者の変更に係る報告については特に求めずに、交付要領を改正することを検討することが望ましい。	利用者情報の変更に関しては、本来利用者が直接市に手続するものであることから、令和3年度交付要領において利用者の変更に係る報告についての規定を削除するとともに、実施要領に届出様式を追加した。	措置済
	49	133	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金	交付申請時の事業計画書と利用者名簿、実績報告時の実績報告書と利用者名簿の整合性について	補助金の交付申請及び実績報告に際し、利用人員の報告内容(方法)について事業者によって差異があるため、作成方法を統一するように指導することが望ましい。	交付申請及び実績報告時における利用人員の算定方法を明確にするとともに、事業者に対し、当該方法により報告するよう依頼した。	措置済
30		136	保健総務課	病院群輪番制運営費補助金	実績報告書に係る提出書類の添付漏れ及び記載誤りについて	実績報告書に係る提出書類のうち2ページあるはずの様式が1ページ漏れていた。また、数字に誤りがあった。	令和2年度に追加提出及び訂正したものへの差し替えを求め、收受した。	措置済
31		138	介護保険課	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について	仕入控除税額(要補助金返還相当額)0円が免税事業者という理由なのであれば基準期間(前々年度)の課税売上高が1,000万円以下であることを確認するための書類の提出を求めるべきであり、課税事業者だが補助金の返還が不要という理由なのであれば(一例として)特定収入割合が5%を超えていることを確認するための書類の提出を求めるべきである。	令和3年度に、免税事業者(前々年度の課税売上高が1,000万円以下)であることが確認できる書類を收受した。	措置済
32		141	くらし交通安全課	八戸地区連合防犯協会補助金	食糧費について	交付要領では食糧費は補助対象経費から除くと定められているが、防犯協会が「活動費」として整理しているボランティア参加者等への飲食費については、一般的な意味で「食糧費」と解釈可能なはずであり、補助対象とすべきか検討が必要である。	これまで「活動費」として整理してきた会議・行事・ボランティア等の活動に伴う飲食費について、庁内での整合性、一般的な「食糧費」の解釈を踏まえ、「食糧費」と整理し直し、令和2年度から補助対象外経費とした。	措置済
33		142	くらし交通安全課	八戸地区連合防犯協会補助金	領収書の取扱いについて	防犯協会会長が出席した懇親会会費について、実際に現金の授受が行われていないのであれば、領収書の発行は行うべきではない。交際費として防犯協会の負担すべき経費ならば、会長が出席したことが判る資料を残しておく等の対応に改めるよう市が指導すべきである。	令和2年度から、会長が出席した懇親会の会費について、実際の現金授受行為があった場合にのみ領収書を発行するよう、また、領収書を発行しない場合は経費(交際費)の証憑となる資料を保存するよう、防犯協会へ指示した。	措置済

指摘結果	区分意見	報告書ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
	50	142	くらし交通安全課	八戸地区連合防犯協会補助金	補助対象経費と交際費について	他団体主催の会議に伴う懇談会等の会費は、交際費として整理されているが、このような飲食代が補助対象経費として適切であるのかは検討が必要である。	令和2年度から、補助対象外経費とした。	措置済
34		144	環境政策課	八戸市資源集団回収事業補助金	実績報告書の提出について	交付規則において、「補助事業者等は市に対して、補助事業等が完了したときは、実績報告書により報告しなければならない」と定められているが、実績報告書の提出はされておらず、交付要領にも報告は定められていなかった。そのため、交付要領に実績報告書の提出を明記し、提出させる必要がある。	令和3年度交付要領において、実績報告書を事業半期ごとに提出するよう明記した。	措置済
35		144	環境政策課	八戸市資源集団回収事業補助金	補助対象経費の明確化について	交付要領において、補助対象経費の詳細については何ら定められておらず、実績報告書の審査時に支出内容が補助対象経費に該当するかチェックできず、補助事業以外の経費に対して補助金を交付するリスクがある。そのため、交付要領に補助対象経費を定めることが必要である。	令和3年度交付要領に、対象経費の詳細を明記した。また、交付申請書兼実績報告書に補助対象経費の金額及び内訳の記載欄を設けた。	措置済
36		144	環境政策課	八戸市資源集団回収事業補助金	補助単価の積算について	補助単価は平成22年度の補助金の予算額と資源物の回収量の見込みに応じて設定されているが、それ以降変更が行われておらず、補助金交付先の決算書も入手していない。当該補助金は資源集団回収事業に要する経費を補助するものであれば、補助金交付先から決算書を入手し、どの程度の経費が発生するかを把握した上で、適切な補助単価を設定し、交付する必要がある。	令和3年度の補助単価については、補助金交付先より決算書を入手し、経費を把握した上で単価を設定した。	措置済
51		146	環境政策課	リサイクルパートナー補助金	リサイクルパートナーの登録について	登録数と実際の活動団体数に大きな乖離があることから、実質的に活動を休止し、今後も活動の見込みがない団体については、登録廃止届出書の提出を促す必要がある。	令和3年度の交付要領において、5年以上活動実績がない場合は登録を廃止したものとみなすこととする規定を設けるとともに、現時点で5年以上活動実績がない団体に連絡し、廃止手続を行った。	措置済
37		148	清掃事務所	カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金	申請書及び実績報告書に収受印がないことについて	補助金申請書・実績報告書への収受印について、その全てに押印がされていなかった。同補助金の交付は先着順で行われているが、2か所で受け付けており、かつ、郵送・使送が可能であるため、先着を明らかにするためにも必ず収受印を押印するべきである。	令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る集積所整備促進補助金」において、全ての申請書につき収受印を押印し、先後を明らかにした。	措置済
52		149	清掃事務所	カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金	領収書の写しを提出できない場合の取扱いについて	実績報告書の添付書類として求めている領収書の写しについて、振込による場合等申請者が領収書を入手しづらい場合の取扱いが定められておらず、実務上行われている請求書と振込記録の添付を交付要領でも明らかにすることが望ましい。	令和2年度新型コロナウイルス感染拡大防止に係る集積所整備促進補助金交付要領において、実績報告書に添付する書類として「領収書の写し、ないしは振込伝票の写し」と明記した。	措置済